

# 入居資格

(勤労者住宅・若者向け賃貸住宅・特定公共賃貸住宅)

## 【勤労者住宅】

### 1 入居資格

- (1) 単身者向け住宅（1K）は、次に掲げる条件を備えている者とする。
  - ア 年齢20歳以上の者であること。
  - イ 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者であること。
  - ウ 市税を滞納していない者であること。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 世帯向け住宅（2DK及び3LDK）は、次に掲げる条件を備えている者とする。
  - ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者であること。
  - イ 収入基準  
月額所得が104,000円を超える者であること。
  - ウ 現に住宅に困窮していることが明らかなものであること。
  - エ 市税を滞納していない者であること。
  - オ その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 【若者向け賃貸住宅】

### 1 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。ただし、1DK住宅の入居については、この限りでない。
- (2) 主たる生計を維持する者の年齢が40歳未満であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 2 入居条件

入居者は、満60歳に達した日の属する年度末までに退去するものとする。

## 【特例公共賃貸住宅】

### 1 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 自ら居住するため、住宅を必要としている者であること。
- (2) 2の収入基準を満たす者であること。
- (3) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者又は市内に勤務先を有する単身者（入居可能日から1月以内の就職が見込まれる単身者を含む。）であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 2 収入基準

月額所得が158,000円以上487,000円以下であること。